

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第35号

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（平成17年総社市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（受給資格証の交付等） 第4条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請書（以下「<u>受給資格証交付（更新）申請書</u>」という。）に<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）等を提示して行うものとする。</u> 2～5 略 （医療費の支払の特例） 第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。 （1）～（3）略 （4）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者医療確保法に規定する<u>特別療養費に係る療養を受けた場合</u> （5）～（7）略 <u>別記様式（第4条関係）</u> （別紙のとおり）	（受給資格証の交付等） 第4条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請書（以下「<u>受給資格証交付（更新）申請書</u>」という。）に<u>条例第2条第1項に掲げる医療保険各法による被保険者証を添えて行わなければならない。</u> 2～5 略 （医療費の支払の特例） 第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。 （1）～（3）略 （4）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者医療確保法に規定する<u>被保険者資格証明書を提出し、療養を受けた場合</u> （5）～（7）略 <u>別記様式（第4条第2項関係）</u> 略

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則別記様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第4条関係）

（表）

受診の際は医療機関窓口に提示してください。
この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

岡山県									
ひとり親家庭等医療費受給資格証									
公費負担者番号									
受給資格者番号									
受給資格者	住所								
	氏名								
	生年月日		年 月 日 生			性別			
一部負担金の割合			1 割						
一部負担金の月額上限額			外来						
			入院						
有効期間			年 月 日から						
			年 月 日まで						
上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。 年 月 日 岡山県総社市長 印									
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ この証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。									

（裏）

注 意 事 項